平成２４年（再ロ）第２５号

札幌市南区石山２条６丁目12番14号　グローバルソフィール６号館102号

再生債務者　橋本　正幸

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第７号

秋田市御所町５丁目６番20号

再生債務者　今野さえ子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月22日

秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第７号

香川県高松市上林町24番地１　パインテイルC棟101号室

再生債務者　榎並　和子（旧姓多田）

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月22日

高松地方裁判所破産・再生係

外国倒産処理手続の承認の取消し

平成２３年（承）第２号

イタリア国ローマ市ラルゴ　アミルカーレ・ポンキエッリ６番、登記簿上の本店所在地イタリア国ローマ，ヴィア・アレッサンドロ・マルケッティエヌ．111

債務者　アリタリア・リネエ・アエレエ・イタリアーネ・エス・ピー・エイ

債務者特別管理人（外国管財人）　ステファノ・アンブロジーニ，同ジャンルカ・ブランカドーロ，同ジョヴァンニ・フィオーリ

１　主文

外国倒産処理手続の承認を取り消す。

２　理由の要旨

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第56条１項２号及び同第21条４号に定める事由がある。

平成25年２月21日

東京地方裁判所民事第８部

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ファイ（住所東京都港区南青山二丁目二番八号）に対して当社の投資事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-koukoku.org/02081345 37/index.html

平成二十五年三月四日

東京都港区南青山二丁目二番八号

株式会社シグマ

代表取締役　大島　嘉仁

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成二十五年四月中旬開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において権利を行使できる株主といたします。

平成二十五年三月四日

横浜市戸塚区戸塚町一四五番地

株式会社ハマ住センター

代表取締役社長　里沼　君雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月四日

石川県金沢市松寺町辰六六番地

金沢デンカ生コン株式会社

代表取締役　佐野　守生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月四日

石川県金沢市松寺町辰六六番地

金沢デンカ生コン輸送株式会社

代表取締役　佐野　守生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月四日

愛媛県四国中央市寒川町四七六五番地一一

ダイオーペーパーコンバーティング株式会社

代表取締役　山上　俊樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鶴淵裕治が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年三月四日

群馬県高崎市新町一七一六番地六

ソフィオン・バイオサイエンスＡＳ

日本における代表者　鶴淵　裕治

限定承認公告

本籍東京都北区豊島七丁目二六番地、最後の住所埼玉県久喜市吉羽五丁目九番地三二

被相続人　亡　中島　里明

右被相続人は平成二十四年八月十六日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十二日さいたま家庭裁判所久喜出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月四日

埼玉県久喜市吉羽五丁目九番地三二

相続財産管理人　中島　康雄

限定承認公告

本籍福岡県北九州市八幡西区浅川台一丁目八四九番地四二、最後の住所大阪府堺市南区高倉台二丁三番二―六〇三号

被相続人　亡　竜口　博昭

右被相続人は平成二十四年八月二十三日死亡し、その相続人は平成二十五年二月十八日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月四日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号若杉グランドビル五階五〇一号室

相続財産管理人竜口ゆかり

代理人弁護士　木部　徹之

訂正公告

平成二十四年七月九日（号外第一四九号）掲載の第六十五期決算公告（枠組）中、住所「兵庫県姫路市香寺町溝口字蔵の前1127番地」とあるは「兵庫県姫路市香寺町溝口1127」とあるは「兵庫県姫路市香寺町溝口字蔵の前1127番地」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十五年三月四日

兵庫県姫路市香寺町溝口字蔵の前一一二七番地

株式会社デービー精工

代表取締役　南畝　通泰

正誤

ページ	段	行	誤	正
四四		一〇（終りから）	No.31／12	NO.31／12

平成二十五年一月一日外務省告示第三十五号（円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四二		一二（終りから）	在ミャンマー連邦共和国	ミャンマー連邦共和国駐在

平成二十五年二月一日外務省告示第三十六号（債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四四		二（終りから）	在ミャンマー連邦共和国	ミャンマー連邦共和国駐在

平成二十五年一月三十一日外務省告示第三十三号（ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とノルウェー王国政府との間の口上書の交換に関する件）（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
四四		二下	五h	H

平成二十五年二月七日公布文部科学省令第二号（スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月一日付特第四号二ページ
達第四〇号二四ページ

ジ●同月四日付第四二号　二八ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）